

人権文化センター等統廃合について

財政健全化計画第4 連結実質赤字比率等を早期健全化基準未達とするための方策

(8)公共施設の統廃合等の推進:公共施設のあり方として、統廃合等の実施の方向性を検討する。

・老人福祉施設、青少年会館、青少年体育館、人権文化センターの効率的な運営・統合の検討
(趣旨)

- 1 指定管理者制度施設、直営施設とも各施設管理部分の統合による効率的運用を図るとともに、多世代の住民による地域を越えた交流の促進を図り、住民の生きがい、人権が尊重されるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。さらに、近年の子ども・青少年問題など行政ニーズの多様化に適応し、特化した事業展開についても対応できる施設形態をめざす。
 - ①市民に親しみやすく・分かりやすい施設の態様を提供する。
 - ②各施設が対応してきたそれぞれの世代での交流が図れるような事業展開の場を提供する。
 - ③住民の自主的活動や住民間交流が図られる場を提供する。
 (施設について)
- 2 上記趣旨に基づき、以下のように施設統合を図るものとする。
 - ①指定管理者制度導入施設である人権文化センター、青少年会館及び老人福祉施設並びに直営施設である青少年体育館等の各施設を「(仮称)市民交流センター」に統合する。
 - ②青少年会館事業のうち、子ども・青少年を取り巻く社会情勢の変化に対応した取り組みなどに特化し、「(仮称)ふれあい青少年子ども交流館」として、新たな事業展開をも図っていくものとする。
 - ③「(仮称)市民交流センター」(北部・南部各1ヵ所想定)、「(仮称)ふれあい青少年子ども交流館」の計3施設について、それぞれの指定管理者を募集する。
- 3 「(仮称)市民交流センター」機能の検討内容について
 - ①地域就労、生活支援など市直営事業の事業の展開場所としての位置付け
 - ②高齢者の自主的活動場所の提供
 - ③子ども会活動などの地域自主活動の場所の提供
 - ④障害者など社会的弱者の交流、広範囲な自治的活動・コミュニティ活動など地域交流のための場所の提供
 - ⑤体育施設における健康維持向上などを通じた交流場所の提供
 - ⑥上記事業を通じて世代間交流・地域間交流が図られる施設
- 4 「(仮称)ふれあい青少年子ども交流館」機能の検討内容について
 - ①各種ボランティア、青少年指導者などの育成支援を行うとともに、青少年活動の支援(クラブや自主活動への支援)、ボランティア活動の経験を通して、健全育成を図っていく事業
 - ②児童福祉部門との連携の強化を図り、青少年健全育成事業からアプローチした子どもをとりまく社会問題化している課題への事業展開などを検討

スケジュール案

平成22年

12月

市議会行財政委員会 施設の統廃合案

平成23年

1月

2月

「仮)市民交流センター条例」案の作成

3月

各施設における詳細の事業整理及び仮)市民交流センター募集要綱案作成

4月

(泉佐野市立人権文化センター運営審議会)において人権文化センター廃止審議
※募集要綱の内容において説明

5月

指定管理者制度審査委員会にて、仮)市民交流センター募集要綱の審査

6月

「仮)市民交流センター」等条例案議会上程(関係条例の整備を含む)

7月

8月

指定管理者募集及び選定

※12月議会において指定管理者指定議決

平成24年4月1日より指定管理者制度による管理運営開始